高鍋町公表第25号

高鍋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年高鍋町条例第５号）第６条の規定に基づき高鍋町の令和５年度における人事行政の運営の状況を次のとおり公表します。

令和６年８月14日

高鍋町長　黒　木　敏　之

Ⅰ　職員の任免及び職員数に関する状況

１　職員の採用試験の状況（令和５年４月１日～令和６年３月31日）

区分	申込者数	第１次試験受験者数（A）	第１次試験合格者数	最終合格者数（B）	競争率 B／A
一般事務（初　級）	12	8	4	2	25.0%
一般事務（上　級）	16	13	9	3	23.1%
保健師（上　級）	3	1	1	1	100.0%
学芸員（上　級）	8	7	3	3	42.9%

２　職員の昇任選考の状況（令和５年４月１日～令和６年３月31日）

区分	課長級	課長補佐級	係長級	主任級
町長部局	1	3	4	11
議会事務局	0	0	0	0
教育委員会部局	0	1	1	0
農業委員会部局	0	0	0	0

３　職員の離職の状況（令和５年４月１日～令和６年３月31日）

区分	男	女	計
定年退職	0	0	0
早期退職募集	1	1	2
その他	2	0	2

※特別職を除く

４　定員管理の状況

ア　部門別職員数の状況（各年４月１日現在）

区分	職員数			対前年増減数		
部門	令和４年	令和５年	令和６年	令和４年	令和５年	令和６年
議会	2	2	2	0	0	0
総務	38	37	44	▲ 1	▲ 1	7
税務	14	14	13	0	0	▲ 1
民生	26	27	27	0	1	0
衛生	13	12	13	2	▲ 1	1
農林水産	17	18	18	0	1	0
商工	5	5	5	1	0	0
土木	13	15	13	0	2	▲ 2
教育	22	24	25	▲ 1	2	1
水道	5	5	5	0	0	0
下水道	3	3	3	0	0	0
その他	12	12	11	0	0	▲ 1
計	170	174	179	1	4	5

イ　職員の増減状況

部門	増員数	減員数	差引	主な増減理由
議会			0	
総務	7	0	7	配置調整（病気休職者の総務課付）
税務		1	▲ 1	配置調整
民生			0	
衛生	1		1	
農林水産			0	
商工			0	
土木		2	▲ 2	退職者による減
教育	1		1	教育施設管理業務の強化、配置調整、他
水道			0	
下水道			0	
その他		1	▲ 1	病気休職による減
計	9	4	5	

Ⅱ　職員の人事評価の状況

職員一人ひとりの意欲、能力を高め、組織力の向上を図ることを目的として、地方公務員法第23条の２に基づき人事評価を実施しております。
令和５年度の人事評価制度は、次のとおりです。

対象者（被評価者）	全職員
評価体制	一次評価者、二次評価者及び調整評価者の複数の上司が評価（評価者は、被評価者の管理監督者）
評価方法	ア　能力評価（年１回） 職務を遂行する上での行動や発揮した能力を評価 イ　業績評価（年１回） 職務を遂行する上での業務目標等への取組の成果を評価
評価の反映	次年度の勤勉手当及び昇格昇給に反映

Ⅲ　職員の給与の状況

１　人件費の状況（令和５年度普通会計決算）　　※人口は令和６年３月31日現在

区分	住民基本台帳人口	歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B／A）
令和５年度	19,380人	10,696,969 千円	1,522,020 千円	14.2%

注）１．この表は、歳出額に占める人件費の割合を示したものです。
　　２．人件費には特別職（町長など三役及び町議会議員など）に支給される給料・報酬などを含みます。

２　職員の給与の状況（令和５年度一般会計決算）

区分	職員数（A）	給与費			１人当たり給与費
		給料	職員手当	計（B）	B／A
令和５年度	160	592,681 千円	303,824 千円	896,505 千円	5,603 千円

注）特別職の給与を含みます。

３　職員の平均給料・給与月額及び平均年齢の状況（令和６年４月１日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	308,300 円	343,200 円	40歳6月

４　職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区分		高鍋町初任給	宮崎県初任給	国初任給
一般行政職	大学卒	196,200 円	196,200 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	166,600 円	166,600 円

注）　初任給の額は、学校卒業後すぐに採用された場合の給料月額です。

5　職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	266,725　円	314,300　円	352,750　円
	高校卒	246,617　円	277,800　円	310,900　円

6　一般行政職の級別職員数の状況（令和６年４月１日現在）

区分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任主事 主任技師 係長 主査	係長 主査	課長補佐 局長補佐 園長	課長 事務局長	
職員数	25 人	20 人	57 人	35 人	26 人	16 人	179 人
構成比	14.0%	11.2%	31.8%	19.6%	14.5%	8.9%	100.0%

注）１．高鍋町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　２．標準的な職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

7　職員手当の状況

(1)期末・勤勉・退職各手当（令和６年４月１日現在）

区分		高鍋町		国
期末・勤勉手当		（期末手当）	（勤勉手当）	
	６月期	1.225　月分	1.025　月分	本町と同じ
	12月期	1.225　月分	1.025　月分	
	計	2.45　月分	2.05　月分	
退職手当	勤続	（自己都合）	（定年・早期募集）	本町と同じ
	20年	19.6695月分	24.586875月分	
	30年	34.7355月分	40.803750月分	
	35年	39.7575月分	47.709000月分	
	最高限度	47.7090月分	47.709000月分	
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置　２～45%		本町と同じ

(2)特殊勤務手当（普通会計決算）＊令和５年度

区分			全職種
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合		6.3
	支給対象職員１人当たり平均支給年額		11,318　円
	手当の種類（手当数）		５種類
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	徴税事務（強制執行）
		多くの職員に支給されている手当	徴税事務（強制執行）

(3)時間外勤務手当（一般会計決算）

年度	区分	金額
令和５年度	支給総額	17,165,963　円
	職員１人当たり支給年額	107,287　円
令和４年度	支給総額	29,269,152　円
	職員１人当たり支給年額	190,059　円

(4)扶養手当・住居手当・通勤手当（令和６年４月１日現在）

区分	内　　容	国の制度との同異
扶養手当	子　10,000円、子以外　6,500円 16歳から22歳までの１人につき　5,000円加算	同
住居手当	借家・借間で月額27,000円以下の家賃の場合　（最高）11,000円 27,000円を超える家賃の場合　（最高）28,000円	同
通勤手当	交通用具利用 ２　～　５㎞未満　2,000円　30　～　35㎞未満　18,700円 ５　～　10㎞未満　4,200円　35　～　40㎞未満　21,600円 10　～　15㎞未満　7,100円　40　～　45㎞未満　24,400円 15　～　20㎞未満　10,000円　45　～　50㎞未満　26,200円 20　～　25㎞未満　12,900円　50　～　55㎞未満　28,000円 25　～　30㎞未満　15,800円　55　～　60㎞未満　29,800円 60㎞以上　31,600円	同

８　特別職の報酬等（令和６年４月１日現在）

区　分		給料月額	期　末　手　当	
給　料	町　長	719,000　円	６月期	1.70月分
	副町長	583,000　円	12月期	1.70月分
	教育長	550,000　円	計	3.40月分
報　酬	議　長	303,000　円		
	副議長	227,000　円	６月期	1.70月分
	委員長	216,000　円	12月期	1.70月分
	議　員	210,000　円	計	3.40月分

Ⅳ　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

１　勤務時間の状況（令和６年４月１日現在）

当町の勤務時間は、午前８時25分から午後５時10分までで、勤務時間は７時間45分です。

始業時刻	休憩時間	終業時刻
8:25	12:00～13:00	17:10

２　年次有給休暇

(1)制度の概要

職員には、暦年（１月１日から12月31日まで）ごとに20日（年の中途で採用された者には月割の日数）の年次有給休暇が与えられて（日単位で与えることが原則であるが、必要に応じて、半日又は時間単位で与えることもできる。）、翌年に限り20日を限度としてこれを繰り越すことができます。

(2)取得状況（令和５年１月１日から令和５年12月31日まで）

総付与日数（Ａ）	5,000
総取得日数（Ｂ）	1,668
対象職員数（Ｃ）	125
平均取得日数（Ｂ／Ｃ）	13.3
消化率（Ｂ／Ａ）	33.4%

※育児休業者等を除く

3　特別休暇（令和６年４月１日現在）

特別休暇は、職員の公私の特別の事情に基づき与えられる有給休暇であり、やむを得ない公的要請又は社会通念上妥当な個人的事情がある場合に限って認められます。特別休暇が認められる場合の事由及びそれぞれの期間は次のとおりです。

事　　由	期　　間
１　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限又は遮断	その都度必要と認める期間
２　風水震火災その他非常災害による交通遮断	上に同じ
３　風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	１週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
４　その他交通機関の事故等の不可抗力の事故	その都度必要と認める期間
５　裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	上に同じ
６　選挙権その他公民としての権利の行使	上に同じ
７　所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止（台風来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	上に同じ
８　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第46条の規定による勤務条件の措置要求に関する審理に出席する場合	最小限度必要と認める日又は時間
９　地方公務員法第49条の２第１項の規定による不利益処分についての審査請求に関する審理に審査請求人が出席する場合及び西都児湯公平委員会不利益処分についての審査請求に関する規則（平成27年西都児湯公平委員会規則第７号）第11条に規定する準備手続に西都児湯公平委員会から出席を求められ審査請求人が出席する場合	上に同じ
10　労働組合法（昭和24年法律第174号）第７条に規定する不当労働行為の申立に係る地方労働委員会の審問及び同委員会から出席を求められた調査に申立人（申立人が労働組合その他権限ある団体である場合にはその代表者あるいは委員会が労働委員会規則（昭和24年中労委規則第１号）第41条の６第３項の規定により審問に出頭することを指定した者）が出席する場合	上に同じ
11　職員の分べん	分べんの予定日前８週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）目に当たる日から分べんの日後８週間目に当たる日までの期間内において必要と認める期間
12　生理日に有害な職務に従事する女子職員及び生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理日	２日を超えない範囲内で必要と認める期間
13　女子職員が妊娠のため著しく障害がある場合	７日を超えない範囲内で必要と認める期間
14　職員が生後満１年に達しない生児を育てる場合	１日２回　１回につき30分
15　職員が結婚する場合	条例第８条の３第１項の規定により割振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等を除く７日を超えない範囲内で必要と認める期間
16　妻の出産	３日以内で必要と認める期間
17　父母の祭日	慣習上最小限度必要と認める期間
18　忌引	別表第１に定める期間内において必要と認める期間

事　　由	期　　間
19　職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１年の年の７月から９月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、１の年の６月から10月までの期間）内における、週休日及び休日を除いて原則として連続する５日の範囲内の期間
20　職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	その都度必要と認める期間
21　妊娠中又は出産後１年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠23週までは４週間に１回、妊娠24週から35週までは２週間に１回、妊娠36週から出産までは１週間に１回、産後１年まではその間に１回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）その都度必要と認める時間（妊娠１月は28日として計算する。）
22　職員が、中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）、職員の父母（職員と生計を一にする配偶者の父母を含む。）及び配偶者の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話、父母及び配偶者の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１の年において５日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲でその都度必要と認める期間
23　条例第15条第１項に規定する要介護者の介護その他町長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	１の年において５日（要介護者が２人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲でその都度必要と認める期間
24　職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後１年間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は中学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内において５日を超えない範囲でその都度必要と認める期間
25　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ　身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町長が定めるものにおける活動 ウ　ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	１の年において５日の範囲内の期間
26　職員が不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等に係る医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。）等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	１の年において５日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の日又は時間
27　その他町長が特に必要と認めたとき	１の年において5日の範囲内の期間

Ⅴ　育児休業の状況

(1)育児休業の状況（令和５年度）　　（単位：件数）

区　　分	男性	女性
育児休業の承認件数	5	2
育児休業期間延長の承認件数	0	0

※新規に申請された件数。

Ⅵ　職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数（令和５年度）　　（単位：人）

区　　分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	3	0	3
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定めた事由による場合	0	0	0	0	0

(2)懲戒等処分者数（令和５年度）　　（単位：人）

区　　分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	4	0	0	1	5
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

Ⅶ　職員の服務の状況

(1)営利企業等従事許可に関する状況（令和５年度）　　（単位：件）

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0
報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合（統計調査事務従事等）	8

Ⅷ　職員の退職管理の状況

(1)職員の再就職状況

令和５年度（令和５年４月１日から令和６年３月31日まで）に課長級以上で退職した職員のうち、再就職をし、再就職届出書の提出があった者は次のとおりです。

※該当者なし。

Ⅸ　職員の研修の状況（令和５年度）

（単位：人（延べ））

研修内容	受講者数
一般職員研修１～３	11
新規採用職員研修（前期・後期）	24
新任課長研修	1
新任課長補佐研修	4
新任係長研修	5
管理職研修（自治体DX研修）	18
契約事務（基礎）研修	1
公会計のための簿記セミナー（基礎編）	2
税務関係職員初任者研修	4
公営企業会計セミナー	2
ファシリテーションセミナー	1
地方分権セミナー	4
説明力・交渉力向上セミナー	1
情報発信力セミナー	1
クレーム対応セミナー	1
地方公務員法セミナー	1
民法セミナー（債権）	1
コンプライアンスセミナー	1
法制執務セミナー（基礎）	4
メンタルヘルス研修会	16
防災危機管理研修	1
共済組合関係研修	4
国際文化アカデミー研修	1
計	109

Ⅹ　職員の福祉及び利益の保護の状況

１　職員の福祉の状況

(1)健康診断の状況（令和５年度）＊会計年度任用職員を含む（単位：人）

区分	受診者数
人間ドック（日帰り）	109
人間ドック（一泊二日）	5
レディースドック	27
生活習慣病健診	4
脳ドック（単独）	1
大腸検診（単独）	2
乳がん検診（単独）	3
一般健診	148
健康相談会	2

(2)労働安全衛生（令和５年度）

高鍋町安全衛生委員会を設置し、年１回実施。

(3)福利厚生事業の状況（令和５年度）

互助会名称	高鍋町職員厚生会
会員数	177名
公費負担総額	2,579千円
公費補助率	50.00%
１人当たり公費負担額	14,568円
個別事業内容（件数）	傷病見舞金(1)・結婚祝金（６）・出生祝金（７）・弔慰金（５） 退職一時金（３）・入学祝金(15)・卒業祝金(10)・長期会員祝品（５） 保険料助成金(12)・保健補助(93)・会員慰安補助金（１）

２　職員の利益の保護の状況

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況（令和５年度）

該当なし

(2)不利益処分に関する不服申立ての状況（令和５年度）

該当なし